

2. 循環を基調とする経済社会システムの実現

2.1 廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理

ごみ減量リサイクル実践推進事業 **NEW!**

1 目的

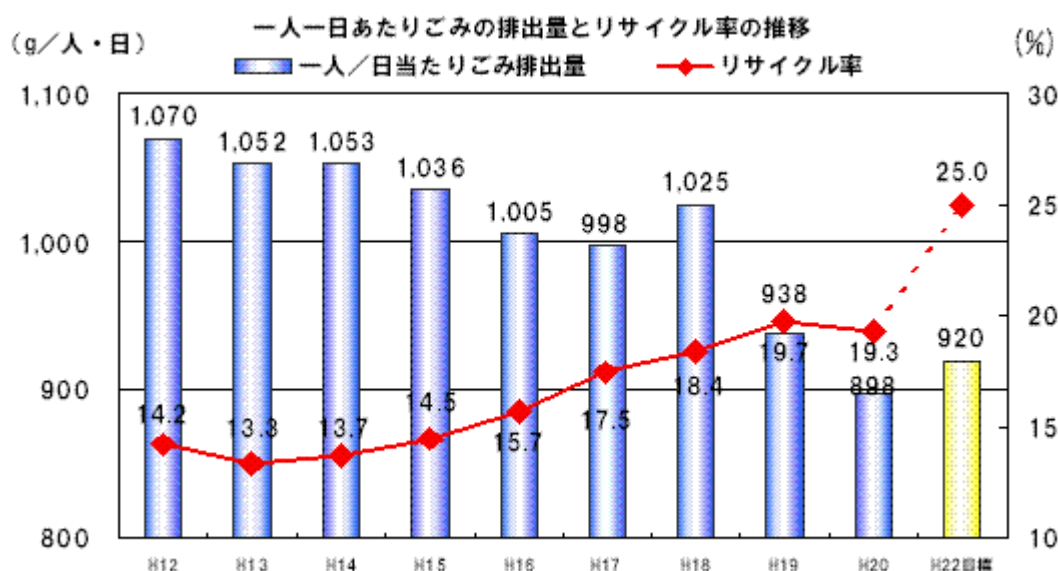
平成20年度の県民1人1日当たりごみ排出量及びリサイクル率はそれぞれ全国9位、22位となっており、環境立県を目指す上で、県民に一層関心を持っていただき、取組を進めることが必要である。そのため、ごみ減量・資源化に意欲的に取り組む団体や市町村と連携してモデル的な活動の拡大を図るとともに、リサイクル業者を活用した生ごみのリサイクルシステムの構築等を推進する。

2 現状及び課題

- ・ごみの排出量減・リサイクル率アップには、紙ごみ等の分別徹底・生ごみの水切り等が有効だが、十分に行われていない状況。
- ・これまで分別徹底等の具体的な効果検証(排出者の経費削減、良質な生ごみ堆肥化等)が行われていないため、漠然とした働きかけとなっていた。
- ・公共施設等から出る食品残渣について生ごみリサイクルの取組が不十分。

3 事業内容

- (1) 県連合婦人会と連携してごみの分別徹底、実践効果の数値検証を実施し、実践ノウハウの取りまとめを行い、実践者の拡大につなげる。
- (2) 市町村とのHPの相互リンクによる情報提供、イベント会場での啓発パネルの展示、県立学校・市町村公民館等での巡回パネル展を実施する。
- (3) リサイクル業者を活用した食品ループによる生ごみリサイクルシステムの構築の検討を行う。
- (4) 事業所ごみ(特に紙ごみ)の減量について、セミナー開催等の働きかけを行う。



●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「～鳥取県が取り組む4つのR～」

廃棄物優良事業者支援事業 **NEW!**

1 背景・目的

産業廃棄物処理業者を対象に法令の重要事項などに関する実践的な研修を行い、処理業者の自主管理体制の充実を図るとともに、排出事業者に対し、産業廃棄物処理のルールや役割等を説明し、排出事業者責任に関する理解を深める。

また、廃棄物の適正処理及び4つのRの推進に功績のあった者を表彰するとともに、企業及び県民の意識高揚を図る。

2 内容

(1) 廃棄物処理業者実務研修会

廃棄物処理業者の実務担当者に対し、廃棄物に関する地域や新しい情報を提供するために県内各地域で研修会を実施する。

(2) 循環型社会功労者等表彰制度

ア 鳥取県循環型社会推進功労者知事表彰

被表彰者

(ア) 廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に関する取組であって、顕著な功績が認められる廃棄物処理業者、浄化槽清掃業者又は廃棄物排出事業者等

(イ) その他廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に尽力し社会的貢献が顕著であると認められる団体又は個人

イ 循環型社会形成功労者等環境大臣表彰、リデュース・リユース・リサイクル推進功労者表彰等の国関係の表彰制度に対し、県が推薦する。

●担当 研修会担当：生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684
表彰担当：生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

「～表彰制度のご紹介～」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

農業用廃棄物適正処理の推進 **NEW!**

1 目的

農業用使用済プラスチックの不法投棄や野焼きを防止するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく適正処理を周知するとともに、使用済プラスチックの仕分けによりリサイクル向けの回収を推進する。

2 事業内容

(1) インターネットによる普及啓発

(2) 処理状況調査の実施

●担当：農林水産部 生産振興課 生産環境担当 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより
「環境にやさしい農業の推進、農薬の適正使用に関すること」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864>

畜産農家環境保全指導事業 **NEW!**

1 背景・目的

- (1)平成16年11月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が完全施行となり、一定規模以上の畜産農家に対し、家畜ふん尿の適正処理が義務づけられた。
- (2)県内の法対象農家の施設整備は終了しているが、周辺の市街化が進行したこと等により、一時的な不適正事例や悪臭発生之苦情が発生している。
- (3)本事業は、家畜排せつ物の適正管理の監視・指導による問題発生の低減と、家畜排せつ物の利用促進を図ることを目的とする。

2 事業内容

- (1)農場からの相談または発生した苦情に対する一般指導の実施
- (2)常習的または悪質な不適正管理の場合の法的措置
- (3)水質検査及び臭気検査の実施と検査結果に基づく指導の実施
- (4)環境保全に関する取り組みを推進するための協議会の開催と研修参加等による情報収集及び提供

●担当:農林水産部 畜産課 衛生環境担当 電話0857-26-7286

参考URL

鳥取県畜産課のwebサイトより
「家畜排せつ物法の概要」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38447>

PCB廃棄物処理対策推進事業 **NEW!**

1 背景・目的

平成13年6月に「PCB廃棄物特別措置法」が施行されたことに伴い、保管事業者は平成28年7月までにPCB廃棄物を処理することが義務付けられた。

県内のPCB廃棄物については、北九州市の拠点的広域処理施設において処理されることとされており、県内のPCB廃棄物の早期かつ計画的な処理を促進し、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

- (1)独立行政法人環境再生保全機構が設置する中小企業者支援のための基金に資金を拠出
- (2)トランス等の微量PCB汚染の有無に係る調査経費を助成
- (3)鳥取県PCB廃棄物処理計画の普及啓発
 - ・使用中・保管中のPCB含有電気機器等の実態把握を行う
 - ・PCB廃棄物保管等届出の徹底、適正処理推進のための監視指導を行う
 - ・保管事業者や収集運搬業者に対し保管・運搬基準の遵守、指導を行う
 - ・PCB廃棄物処理施設への効率的かつ安全な搬入体制を確保する
 - ・届出書の縦覧、説明会の開催、ホームページによる普及啓発を行い県民、事業者等の理解の促進を図る

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「PCB対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28369>.

産業廃棄物処理施設紛争予防事業 **NEW!**

1 背景・目的

廃棄物処理施設の設置に関する紛争の発生を防ぐため、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」に基づき、紛争発生時の意見調整等を行う。

2 事業の内容

- (1) 廃棄物処理施設の許可、届出にあたっての事業者と関係住民との間の意見の調整
- (2) 廃棄物処理施設の稼働状況に係る報告の公表

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=29336>

環境美化対策事業 **NEW!**

1 背景・目的

県内各地で空き缶、たばこの吸い殻等のポイ捨て禁止の呼びかけや清掃活動等の取組が行われているものの、依然としてごみのポイ捨ては後を絶たない状況にある。

ごみのポイ捨ては、基本的に個人のモラルに関わる部分であるため、環境美化に対する一層の意識向上を図るための持続的かつ効果的な普及啓発を実施する。

2 事業内容

(1) 環境美化キャンペーン

鳥取県環境美化の促進に関する条例に基づく「環境美化推進月間」(9月及び10月)中に開催される各種イベント会場や人通りの多い駅周辺等で啓発活動を実施する。

(2) 環境美化の促進について広報

広告誌や広告塔等の媒体を活用して啓発を実施する。

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

「環境美化の推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27156>

不法投棄廃棄物処理事業 **NEW!**

1 背景・目的

私有地に不法投棄された産業廃棄物を市町村の協力を得て迅速かつ適正に処理することで、環境の保全と美化を図る。

2 事業の内容

私有地に不法投棄された投棄者不明の産業廃棄物等の処理を行う市町村に対し、処理経費を支援する。(補助率:1/2)

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

廃棄物不法投棄対策強化事業 **NEW!**

1 目的

産業廃棄物等の不法投棄・不適正処理事案に対して、迅速な現場対応や的確な撤去処理の実施のための体制整備、行政と各種関係機関・県民との連携を通じた取り組みによる不法投棄の解決及び未然防止を推進する。

2 背景、現状、及び課題

(1)不法投棄の発見件数は、平成13年度をピークに減少傾向に転じ、平成17年度からは再び増加傾向にあったが、平成21年度は減少に転じた。

(2)投棄された廃棄物は、生活ごみ、不要家電製品等の一般廃棄物のポイ捨てが約8割で、住民個々のモラルの低下が危惧される。(3)地域住民全体で「不法投棄を許さない環境づくり」を目指す活動と不法投棄を拡大・再発させないための早期撤去及び継続的な現場監視・パトロールが必要である。

3 事業の内容

(1)本庁への警察官、各総合事務所への警察官OBの配置

平成12年から、生活環境部循環型社会推進課に不法投棄担当官として警察官1名、東部・中部・西部の各総合事務所に廃棄物適正処理推進指導員として警察官OBを各1名ずつ配置して、不法投棄対策を推進。

(2)不法投棄24時間監視カメラと無人警報装置の設置

県内の不法投棄多発地帯に無人監視カメラ6機、対人センサー付き無人警報装置8機を設置、稼働中。

(3)普及・啓発活動

・警察、自治体、地域住民、産業廃棄物協会等との合同パトロール・不法投棄物撤去活動等を実施。

・ヘリコプターによる大規模案件の監視。

・海上保安庁との合同シーパトロールを実施。

(4)各種媒体を活用した広報の実施

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

1 背景・目的・現状

○平成6年12月、県・市町村・民間が出資して、環境管理事業センターを設立し、今日まで候補地の選定、地元協議など管理型最終処分場の建設に向けて取組んできた。

○平成18年秋から、センターは新たな候補地において、民間企業と事業提携する方式での処分場建設を目指し民間企業と協議を行ってきた。

○平成20年5月、センターは新たな管理型最終処分場の候補地を公表し、民間企業は事業計画づくりに着手した。

○現在、民間企業は事業計画を策定中である。

【民間企業とセンターの主な役割分担】

- ・民間企業: 処分場の建設、維持管理 など
- ・センター: 搬入物の事前審査等 など

今後、鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例に基づく事前手続き、施設の建設等を進める予定。

2 事業内容

- ・産業廃棄物最終処分場の建設に向けて、センターの人件費、運営費等の支援。
- ・最終処分場の構造等に関する民間企業に対する技術的指導。
- ・設置手続条例の事前手続及び許可申請に関する協議・指導。
- ・民間企業、センター及び地元自治会からの要請を踏まえた支援等の検討。

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 電話0857-26-7681

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

2. 循環を基調とする経済社会システムの実現

2.1 廃棄物の減量化、リサイクル、適正処理

鳥取県廃棄物処理計画策定事業 **NEW!**

1 目的

現行の廃棄物処理計画(H18年度策定)の計画期間がH22年度で終了するため、新たな計画(H23~27年度)を策定する。

- ・廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められている法定計画。
- ・廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル、適正処理を着実かつ計画的に推進するため、取り組むべき施策を総合的に策定するものであり、循環型社会の構築を目指す行動計画として重要。

2 事業の内容

次の手順で計画策定を行う。

- (1)実態把握、将来予測
 - ・事業者報告の解析等を行い、処理実態を推計、将来予測
- (2)現計画の検証、課題抽出
 - ・処理実態から現計画の検証を行い、課題を分析
- (3)基本方針・処理目標の検討
- (4)施策の検討
 - ・目標達成のための施策を検討
- (5)環境審議会(部会)の開催
 - ・審議会の意見を聴きながら計画立案
(報償費等の運営経費は環境立県推進課で要求)
- (6)パブリックコメント、市町村会議の実施
 - ・県民、市町村の意見を計画に反映
- (7)計画の策定

3 計画の内容

○計画期間 H23~27年度(5年間)

○内容

- ・廃棄物の種類ごとの発生量、処理状況
- ・将来予測
- ・現計画の進捗状況の検証
- ・廃棄物の処理目標(数値目標)
- ・今後の施策(基本方針、不適正処理に対する監視・指導、適正処理の確保、啓発等)

●担当:生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「廃棄物処理計画」

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=46229>

環境へ配慮したガラスリサイクル技術及び高機能リサイクル製品の開発 **NEW!**

1 目的・効果

衛生環境研究所で開発し、県内で事業化されている発泡ガラスに係る特許技術等を活用し、重金属等を含みリサイクルの進んでいない廃ガラス類(電気電子系ガラス等)について、リサイクル技術を確立する。

また、廃ガラスをリサイクルした発泡ガラスについて、新規の機能性を付与し、付加価値の高いリサイクル製品の製造技術を確立する。

2 事業内容

- (1) 電気電子系廃ガラス等からの重金属の発泡ガラス製造技術の開発
- (2) 従来の発泡ガラスへ機能性を付与したリサイクル製品の開発

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話 0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「調査研究」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144171>

廃菌床の有効利用に関する研究 **NEW!**

1 事業の目的

きのこ菌床栽培からは、使用済みの廃培地(廃菌床)が大量に発生するが、その利用方法は土壌改良材等に限られている。また、鳥取県では新たにハタケシメジの菌床栽培事業が開始され、今後発生量が増加する廃菌床の処理が課題となっている。

そのため、廃菌床の有効な資源化方法を評価し技術的な検討を進め、鳥取県特有の資源として利活用していくことに資する。

2 事業内容

県内で発生する各種の廃菌床の機能性、成分を明らかにし、エタノール等への再資源化技術を検討する。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話 0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「調査研究」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144171>

循環資源の環境リスク及び環境安全性に係る品質管理に関する研究 **NEW!**

1 目的

廃棄物を原料として製造される資材(廃棄物再生材)の環境への影響の評価と安全性の確保を進めるために、(1)地下水等の水環境への影響に関する研究、(2)安全性に関する簡易試験法の開発、(3)リサイクル過程からの大気環境影響に関する調査を行う。

2 事業内容

- (1) 重金属類の品質管理に適用可能な簡易分析法の開発

- (2) 目標とすべき品質基準の検討
- (3) 廃プラスチック資源化施設調査

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話 0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「調査研究」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144171>

高品質堆肥製造技術の検討(農林業緊急プロジェクト) **NEW!**

1 事業の概要

化成肥料の代替可能な高濃度窒素・リン酸堆肥の製造技術及びその施用方法の検討を行う。

2 事業の背景・目的・効果

(1)事業の背景・目的

ア 肥料資源としてのリン酸はほぼ全量を海外からの輸入に頼っているが、世界的にリン酸資源が不足し、肥料価格の高騰を招いている。

イ 肥料価格の高騰により耕種農家では、化成肥料の代替可能な窒素・リン酸などの肥効成分の高い堆肥が要望され、減化成肥料栽培、有機栽培に関する要望も多い。

ウ 家畜排泄物より窒素・リン酸を回収し、高濃度窒素・リン酸堆肥を製造し、化成肥料の代替とする。

(2)事業の効果

ア 家畜排泄物より回収した窒素・リン酸成分が肥料として利用できることが期待される。

イ 高濃度窒素・リン酸堆肥製造・施用方法の確立による安全・安心な有機農産物生産の推進。

ウ 化成肥料施用減によるコスト削減。

エ 家畜排泄物の適正処理化・堆肥流通促進。

3 事業の内容

(1) 高濃度窒素・リン酸堆肥製造技術の検討

ア 堆肥化過程で発生するアンモニアを完熟堆肥に吸着させ、さらに亜硝酸酸化細菌を添加して窒素成分の揮散を防ぐことにより、高濃度窒素堆肥を製造する。効果的なアンモニア吸着条件(アンモニア濃度、吸着時間、堆肥温度、堆肥水分等)、鳥取県の環境に適し、窒素成分が空中に揮散しない効果のある亜硝酸酸化細菌の抽出、細菌添加条件(添加量、添加時期等)について検討する。

イ 畜産汚水からリン酸を回収し、それを上記アで製造した堆肥に混入し、高濃度窒素・リン酸堆肥を製造する。効率的なリン酸回収条件(回収資材、pH、水温、リン酸濃度等)について検討する。

(2) 高濃度窒素・リン酸堆肥施用方法の検討

園芸試験場・農業試験場と連携し、高濃度窒素・リン酸堆肥の施用方法を検討する。

●担当:農林総合研究所中小家畜試験場 環境・養鶏研究室 電話 0859-66-4121

参考URL

鳥取県中小家畜試験場のwebサイトより
「農林総合研究所中小家畜試験場」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=43013>

[前のページ](#) ←

2. 循環を基調とする経済社会システムの実現

2.2 環境産業の振興、環境産業クラスターの形成

環境にやさしいLED照明導入促進事業 **NEW!**

これは、平成22年度版鳥取県環境白書（施策編）です。本事業は、平成23年度で終了しております。

1 目的

県内で製造されるLED照明製品の購入促進により、県内におけるLED関連事業者全体（全体で30社程度）の活性化を図る。

2 内容

(1) 企業と市町村等の連携によるLED照明製品のモデル的導入経費への助成

ア 企業連携型（1計画あたりの上限度額 5,000千円）

○補助対象事業者：県内LED照明（蛍光灯形LED、平面パネル型LED、電球形LED、LEDインテリア照明、屋外型LED照明）等製造事業者（※）

（※）県内LED製造事業者とは、次に掲げる項目をいずれも満たす事業者

1. 県内に事業所を有していること

2. 県内においてその全部もしくは一部が製造されてLED照明の企画・設計を行う者

○補助対象経費：各種LED照明の製造事業者が、新たな分野にチャレンジして参入するもしくは先進的なLED照明を開発し、その普及計画を作成してモデル的に導入する経費

○補助率： 1/3

イ 地域連携型（1計画あたりの上限度額 10,000千円）

○補助対象事業者：市町村

○補助対象経費：市町村が地元企業や地区と連携するなどして、商店街アーケード照明・防犯灯・公園照明などに対して、市町村が直接実施する、もしくは地区等に補助する金額

○補助率 1/2

(2) 県庁率先導入型

県立施設において、県が率先的にLED照明を導入することにより、LED製造事業への積極的参入を促すとともに、新たな商品開発を促し、そのモデル的導入の役割を果たす。

●担当：生活環境部 環境立県推進課 ISO担当 電話0857-26-7874

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「県内のLED産業振興」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=123042>

ものづくり事業化応援補助金 **NEW!**

1 目的・効果

県内中小企業者が新たな製品及び技術の開発による事業化を行うために必要な研究開発に対して補助金を交付。

2 事業内容

【事業調査支援型】

新規性及び独自性があるアイデアを事業化するために行う事業可能性調査、基礎的、予備的試験、技術の収集等に係る経費の一部を支援

補助率:3分の2以内
補助金上限値:50万円(グループの場合100万円)
補助事業期間:最長12か月間

【事業化実現支援型】

新規性及び独自性があり、事業化に向けて行う、新技術、新製品の研究開発に係る経費の一部を支援

※事業化実現支援型は、企業において、事前に市場の検証及び基礎的な調査研究が行われていることが必要です。

補助率:3分の2以内
補助金上限値:300万円(グループの場合500万円)
補助事業期間:最長24か月間

●担当:商工労働部 産業振興総室 産学金官連携室 電話0857-26-7242

参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより
「ものづくり事業化応援補助金」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99773>

リサイクル産業形成支援事業 **NEW!**

1 目的

リサイクル産業クラスターを形成するため、(財)鳥取県産業振興機構におけるリサイクル産業クラスターコーディネーターの設置を支援し、新たなリサイクルビジネスの創出を促進する。

2 現状及び課題

リサイクルビジネスを確立するためには、技術開発から販路開拓までのノウハウを持っている産業振興機構が主体となりサポートする仕組みが必要。

本年度も「廃瓦」、「鋳さい(廃鋳物砂)」「生ゴミ」のクラスターが進行中であり、更に新たなクラスターも形成しつつある。

3 事業内容

(財)鳥取県産業振興機構西部支部にリサイクル産業コーディネーター1名を配置するため、同機構に配置に必要な経費を補助する。

●担当:商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7565

参考URL

鳥取県産業振興総室webサイトより
「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27140>

リサイクル技術等開発促進事業 **NEW!**

1 目的

リサイクルビジネスの創出及び新技術・新商品の研究開発等を支援することにより循環型社会の形成を促進する。

2 事業の現状及び課題

リサイクルビジネスを創出するために、企業と大学・試験研究機関等とのマッチングを行い、新技術や新製品の開発・実用化を促進することが必要。

また、中小事業による新技術や新製品の開発・実用化を促進するためには大学等が保有する技術力を活用することが有効であるが、実用化の見極めが難しく多額の経費が必要。

3 事業内容

(1)リサイクル技術・製品実用化事業

企業、大学等が行う廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルに資する技術・製品開発等に助成。

ア バイオマス分野 700万円(補助率2/3)×1件

イ リサイクル分野 500万円(補助率2/3)×2件(特認は700万円)

(2)リサイクル産業活性化事業

県や国等のリサイクルビジネスに係る支援制度のパンフレットを作成・配布

●担当:商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7565

参考URL

鳥取県産業振興総室webサイトより

「リサイクル技術や製品の開発支援」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27151>

環境産業整備促進事業 **NEW!**

1 目的

廃棄物を利活用するための施設・設備等のインフラを整備する企業を支援することにより、県内の廃棄物のリサイクルを促進する。

2 現状及び課題

県内の産業廃棄物の再生利用・減量化率は96.2%(H19調査)となっているが、県内最終処分場の残余容量が減少しつつあり、また、管理型最終処分場がないため、一層の減量化及びリサイクルを促進する必要がある。

3 事業内容

県内廃棄物の適正処理及びリサイクルを行うための施設・設備の整備に係る経費を融資する。

○融資条件

| 項目 | 内容 | |
|------|-------|-------------------------|
| 融資条件 | 限度額 | 事業に要する経費で1億円まで(特認2.8億円) |
| | 資金使途 | 施設・設備の整備費 |
| | 期間 | 10年以内(うち据置2年以内) |
| | 貸付利率 | 1.66%(変動金利) |
| | 信用保証 | 全て鳥取県信用保証協会の保証を必要とする。 |
| | 信用保証料 | 年0.45%~1.08%(弾力化料率) |
| | 償還方法 | 割賦均等償還 |

●担当:商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7565

参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより
「環境産業支援資金融資のご案内」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=30489>

リサイクル製品普及・販売促進事業 **NEW!**

1 目的

持続可能な循環型社会の構築に必要な「リサイクル推進」の課題の一つである「リサイクル製品の需要」(出口)を確保するため、グリーン商品の認定やリサイクル製品のPRを充実させるなどして販売を促進する。

2 現状及び課題

県内で製造されるリサイクル製品の多くが公共工事に依存しているが、公共工事の減少などにより、十分な需要が確保できていない。

3 内容

(1)リサイクル製品販売促進事業

リサイクル製品の需要を確保するため、県外の展示会・見本市への出展及び展示後のフォローアップ等に要する経費の補助

(2)県認定グリーン商品普及促進事業

ア 安全なリサイクル製品の製造を誘導するため、グリーン商品として認定し、県内外でより多くの需要の確保

イ 鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会の展示会出展経費等への補助、後援

ウ ホームページによる広報、環境関連イベントへの出展

(3)溶融スラグ利用促進事業

県内で製造される溶融スラグの用途拡大を図るため、JIS規格化されていない用途の検討やモデル事業における安全性の確認

●担当:商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより
「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27140>

環境ビジネス交流会事業 **NEW!**

1 目的

環境ビジネスに多くの企業が参入し、本県の環境と経済を持続的に発展させる。

2 現状及び課題

環境ビジネスに参入を希望する企業には様々な不安が存在するため、容易に新規事業に踏み出せない。

(企業の不安要因)技術開発、人材・資金不足、販路開拓、各種法規制等

3 内容

県内の環境ビジネスに関心のある企業(県内外)、団体、個人等と既に取り組を始めている企業、大学、研究機関等との交流を通して、環境ビジネスに新規参入できるよう「環境ビジネス交流会」を開催する。

また、本年度は県内企業を広く紹介することで、ビジネスマッチングや販路開拓を支援する「とっとり産業フェスティバル」との合同開催とする。

(1)開催日 平成22年9月3日(金)～9月4日(土)10時から17時

(2)場 所 米子コンベンションセンター

(3)主 催 とっとり産業フェスティバル2010(同実行委員会)、環境ビジネス交流会2010(鳥取県)

(4)内 容

- ・基調講演
- ・企業展示会・商談会
- ・山陰発シーズ発表会
- ・ポスターセッション
- ・産学官連携交流会 等

●担当:商工労働部 産業振興総室 次世代環境産業室 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより

「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=143160>

2. 循環を基調とする経済社会システムの実現

2.3 水、大気、土壌環境の保全

水質汚濁防止対策事業 **NEW!**

1 事業の目的

工場及び事業場からの排出水の公共用水域への排出び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、県民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

(1) 特定事業場の立入調査

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場への立入検査を実施するとともに、その排出水を採取・測定し、排出基準の遵守を確認・指導。

(2) 公共用水域等水質調査

水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域における生活環境項目、健康項目等の水質検査を実施し、公表。

●担当：生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

天神川流域下水道事業 **NEW!**

1 事業の目的

下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

2 背景、現状、及び課題

(1) 昭和40年代前半に東郷池の水質汚濁が著しく進行したことから、将来の水産資源や観光資源などを考え、行政区域にとらわれないで効果的に整備できる「天神川流域下水道」として、昭和46年度から調査を開始、昭和48年度から事業を行い、昭和59年1月20日供用を開始した。

(2) 汚水の終末処理施設である天神浄化センターの全体計画処理能力は4万m³/日であり、現在3.2万m³/日の処理能力を有している。また、関連市町の整備する下水管渠を接続するための流域幹線管渠は、平成9年度に全て(延長28.6km)完了している。

(3) 人口減少などといった社会情勢の変化に伴う施設規模の見直しが必要であり、また多くの施設で老朽化に伴う改築更新時期にきていることから、全体をみとおした計画の策定を進めている。

3 事業の内容

○焼却施設空気予熱器改築工事

○地球温暖化対策行動計画策定業務委託

○都道府県構想見直し業務委託

- 浄化センター耐震診断調査業務委託
- 幹線人孔改築工事
- 幹線人孔設計業務委託

●担当:生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「下水道整備」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34535>

浄化槽の設置推進 **NEW!**

1 事業の目的

公共用水域等及び生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置推進及び維持管理の徹底を図る。

2 背景、現状、及び課題

(1)鳥取県の生活排水処理施設の整備状況は88.9%(平成20年度末現在)であり、100%を目標に各市町村等が整備を進めている。家屋間距離が大きい山間部などにおいては、経済的に有利となる浄化槽の整備が必要。(平成22年度整備見込み:約248基)

(2)浄化槽が機能を発揮するためには、適正な維持管理が必要であるが、県内の保守点検の実施率が68.1%(平成20年度実績)と低迷しており、適正管理指導事務を市町村へ移譲するなど指導監督体制の見直しを図っていく必要がある。

3 事業の内容

(1)市町村への財政的支援による浄化槽の整備の推進

・浄化槽の設置者に対して設置費用の一部を補助している市町村に対し、その費用の一部を補助する。(市町村が補助する額の1/2)

・市町村が自ら設置を行う事業に要する経費を基金として造成する市町村に対し、その費用の一部を補助する。(設置費の5%)

(2)浄化槽の適正管理の指導

・浄化槽管理者への適正管理(保守点検・清掃・定期検査)の啓発

・指導事務の市町村への権限移譲の推進

●担当:生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「浄化槽とは」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/joukasou>

水道水源等監視指導事業 **NEW!**

1 事業の目的

将来にわたり水道水の安全性を確保する。

2 事業内容

- (1)水道施設の適正管理のため監視指導を実施。
- (2)水道水質検査機関を対象に精度管理を実施。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「水道」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20226>

大気汚染防止対策事業 **NEW!!**

1 事業の目的

大気汚染を防止し、大気環境の浄化対策を進め、県民の健康保持及び生活環境の保全を図る。

2 背景、現状、及び課題

県内の大気環境は、光化学オキシダントを除いて環境基準を達成しており、おおむね清浄であるものの、光化学オキシダントは注意報発令レベルに近づいている。

3 事業の内容

(1)ばい煙調査事業

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物(VOC)排出施設等への立入検査を実施するとともに、その排出ガスを採取・測定し、排出基準の適否を確認・指導。

(2)大気汚染物質調査事業

大気汚染防止法に基づき、大気測定局において、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等について連続測定を実施。

○測定局:鳥取保健所、栄町交差点、倉吉保健所、米子保健所、米子市役所前

また、全国的に健康被害が発生し問題となっている光化学オキシダントについて、県内の実態を把握するため、これまで測定を行っていない地点で調査を実施する。

○測定地点数:鳥取市青谷町、智頭町、大山町、日野町

○測定時期:高濃度となる春季の3ヶ月間

(3)有害大気汚染物質モニタリング事業

大気汚染防止法に基づき、健康リスクがある程度高いとされる「優先取組物質」のうち19物質について環境中の濃度を調査。

○調査地点:鳥取保健所、栄町交差点、倉吉保健所、米子保健所、米子市役所前

○調査頻度:月1回(24時間連続採取)

●担当:生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「大気汚染防止」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20415>

石綿飛散防止対策事業 **NEW!!**

1 事業の目的

石綿(アスベスト)を使用した建築物の解体等工事、建築物への立入検査及び指導等を行い、石綿による県民への健康被害を未然に防止する。

2 背景、現状、及び課題

(1)平成17年6月、(株)クボタが石綿による従業員の労働災害を公表し、その後、工場周辺の住民被害が明らかになる等、石綿による健康被害が大きな社会問題となった。

(2)石綿は、日本国内で約1,000万t使用され、その大部分は建築材料に使用されており、耐用年数を迎えた建築物の解体等が、今後増加すると予想されている。

(3)国では、大気汚染防止法等関係法令の改正及び「石綿被害救済法」の制定等が行われた。

(4)鳥取県では、石綿含有材料を使用した建築物の管理及び解体等工事による県民への健康被害の防止を図るため、同年10月に「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例」を制定した。また、不適正な解体等工事を防止するため、平成20年3月、同条例を改正し、「鳥取県石綿健康被害防止条例」とした。(平成20年10月施行)。

3 事業の内容

(1)建築物の適正な解体等

石綿の除去等を伴う建築物の解体等工事への立入検査を行い、作業基準の遵守等を指導。

(2)建築物における石綿の適正管理

吹付け石綿が使用されている多数の者が利用する建築物への立入検査を行い、適正な管理を指導。

(3)環境中濃度の調査

環境大気中における石綿粉じんの飛散状況の実態を把握するため、調査を行う。

●担当：生活環境部水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

「アスベスト対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20424>

騒音・振動・悪臭防止対策事業 **NEW!**

1 事業の目的

県民の生活環境の保全、快適環境の確保を図るため、騒音規制法等に基づき、常時監視を実施するとともに、各規制地域・規制基準の見直し、環境基準の類型指定の検討を行う。

2 背景、現状、及び課題

依然として県民からの騒音、悪臭等に関する苦情が寄せられている。

3 事業の内容

(1)騒音防止対策

騒音規制法及び鳥取県公害防止条例の事務に関し、市町村を支援するとともに、同法に基づく規制地域の見直し及び環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の見直しを実施。

(2)自動車騒音常時監視

(3)航空機騒音調査

・鳥取空港周辺調査(3地点:2回/年)

・美保飛行場周辺調査(3地点:4回/年、1地点:通年)

(4)振動防止対策

振動規制法の事務に関し、市町村を支援するとともに、同法に基づく規制地域の見直しを実施。

(5) 悪臭防止対策

悪臭防止法の事務に関し、市町村を支援するとともに、同法に基づく規制地域の見直しを実施。

●担当: 生活環境部水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

「騒音・振動・悪臭の防止」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20425>

旧岩美鉱山・旧太宝鉱山鉱害防止事業 **NEW!**

1 事業の目的

旧岩美鉱山、旧太宝鉱山の抗廃水処理等を実施し、鉱害を防止する。

2 事業内容

(1) 旧岩美鉱山の抗廃水(銅、鉄等を含む酸性水)の中和処理及び処理施設の維持管理に必要な事業を行う。

(2) 旧太宝鉱山の抗廃水処理を行う機関に対し補助を行う。

●担当: 生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

水・大気環境課のwebサイトから

「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

農業集落排水事業 **NEW!**

1 事業の目的

農業用水の水質保全と農村の生活環境改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

2 背景、現状、及び課題

(1) 農業集落排水施設は、農村総合整備事業や農業集落排水事業などにより、昭和57年度に湯梨浜町、日吉津村で着手し、平成22年度までに18市町村で実施されている。

(2) 鳥取県の汚水処理施設普及状況は、平成20年度末で88.9%となっており、全国平均の84.8%を上回っている。

(3) 今後も、着実に普及率の向上を図って行く必要がある。

3 事業内容

(1) 汚水処理施設の整備

(2) 管路施設の整備 など

●担当: 生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7401

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

「集落排水」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34537>

土壌汚染防止対策事業 **NEW!!**

1 事業の目的

特定有害物質による土壌汚染の状況を把握するための措置等を行い、土壌汚染対策を図ることにより、県民の健康を保護する。

2 事業内容

- (1) 土壌調査に関する指導
- (2) 汚染している土地の管理に関する指導
- (3) 汚染土壌の適正処理に関する指導
- (4) 地下水質調査の実施

●担当:生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

水・大気環境課のwebサイトより

「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

[➡次のページ](#)

2. 循環を基調とする経済社会システムの実現

2.3 水、大気、土壌環境の保全

企業立地事業環境整備補助金 **NEW!**

1 事業の目的

県営工業団地への企業立地促進と工業用水の利用促進を図るとともに、工場排水に伴う周辺水環境や農林水産業への影響を防止する。

2 背景、現状

(1) 県営工業団地の分譲が思うように進んでいない。

| | |
|----------|---------------------------------|
| <竹内工業団地> | ・昭和61年度から分譲 ・分譲率(平成20年度末)65% |
| <崎津工業団地> | ・平成10年度に用地取得して以来未分譲のまま |

(2) 最近の県営工業団地における誘致折衝案件においては、工業団地内における排水処理施設の整備が十分でないため、自家処理のための排水処理設備の設置が必要となる。排水処理施設の設置コストが立地するうえでの隘路となっている。

(3) 美保湾には通常の排水基準に対する上乘せ基準があるため、排水基準が厳しく、排水処理施設の設置コストが上昇することとなる。

竹内工業団地に工場誘致する際において、競合先となることが多い近隣の日本海側の地域と比べて不利な条件となっている。

3 事業の内容

| | |
|----------|---|
| (適用対象) | 企業立地等事業助成条例における補助基準を満たすとともに以下のいずれかの条件を満たした企業で、排水処理施設の整備に1億円以上の投資を行う企業 |
| (要件) | (1) 県営工業団地に立地を行う企業 (2) 県営工業用水道から1,000m ² /日以上給水を受ける企業 |
| (補助額) | 当該設備にかかる投下固定資産額の1/2(限度額2億円) |
| (補助対象期間) | 平成21年度～平成25年度 |

※水質処理施設の定義: 水質汚濁防止法及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例を遵守した排水処理を行うための設備

●担当: 商工労働部 産業振興総室企業立地推進室 電話0857-26-7566

参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより
「企業立地への支援」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99358>

1 事業の目的・効果

ホウ素は、水質汚濁防止法により排水基準が規定されている。しかし、従来技術では、排水処理が難しく、高コストになる等の課題がある。

そこで、排水処理施設におけるホウ素の挙動及び除去のメカニズムの解明を進め、新規のホウ素処理技術を確立する。また、ホウ素の回収、リサイクルを含めた技術的な検討を進めることで、排水からのホウ素の除去及び資源化の促進に資する。

2 事業内容

- (1)ホウ素の除去に及ぼす要因の解明
- (2)吸着法等による除去技術の開発

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話 0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「調査研究」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144171>

[前のページ](#) ←

2. 循環を基調とする経済社会システムの実現

2.4 環境ホルモンなど化学物質の適正管理

環境汚染化学物質対策事業 **NEW!**

1 事業の目的

化学物質による環境汚染、生態系への影響を防止するため、一般環境中における環境汚染化学物質(ダイオキシン類、環境ホルモン等)について実態を把握する。

また、ダイオキシン類発生源施設の適正管理指導等を行い、排出抑制対策等を進める。

2 背景、現状、及び課題

(1)近年、身の回りで、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚染、さらには、人体、生態系への悪影響が懸念され、県民の関心が高まっている。

(2)特に、廃棄物焼却場等からのダイオキシン類による環境汚染問題を契機に、平成11年に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定されるなど、低濃度の化学物質による生態系への悪影響、いわゆる内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)が問題となっている。

3 事業の内容

(1)ダイオキシン類対策事業

ア 常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境中のダイオキシン類濃度調査を実施。

・調査地点:大気4地点、水質・底質18地点、地下水8地点、土壌15地点

イ 特定施設の立入検査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設へ立ち入り、構造・管理状況等を確認・指導を行う。また、立入検査の一環として、排出ガス・排出水中のダイオキシン類濃度の測定を行い、排出基準の適否を確認・指導。

・検査件数:排出ガス20施設、排出水2施設

(2)環境ホルモン濃度調査事業

内分泌かく乱作用が疑われる物質(環境ホルモン)について、県内の水域(河川・湖沼・海域)中の濃度調査を実施し、汚染実態を把握。

(3)化学物質環境実態調査事業

一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、中海のスズキ中に含まれる農薬等について調査を実施。(環境省委託事業)

●担当:生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

水・大気環境課webサイトより

「ダイオキシン」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20423>

水・大気環境課webサイトより

「環境ホルモン」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20426>

化学物質管理促進事業 **NEW!**

1 事業の目的

県内で使用される化学物質の環境への排出量、移動量を把握し、とりまとめて公表(情報提供)することで、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進し環境の保全を図る。

また、事業者・行政・県民等が、化学物質に関する情報を共有し、化学物質の環境リスクの削減を目指す。

2 背景、現状、及び課題

(1)近年、身の回りでは、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚染、さらには、人体、生態系への悪影響が懸念され、県民の関心が高まっている。

(2)平成11年7月には「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)が制定され、特定化学物質を使用する一定の要件に該当する事業者は、毎年度、環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握して国へ届け出ることとされた。

※ PRTR法施行令の一部を改正する法令が平成20年11月21日付けで公布され、届出対象物質等が変更された。(平成21年10月1日一部施行)

また、国は届け出られたデータの集計を行うとともに、届出対象以外の排出量の推計及び集計を行い公表することとされている。

3 事業の内容

(1)届出書の受理

PRTR法による事業者からの届出書を受理し、国へ送付。

未届け事業者等に届出を促す等、県内の化学物質の使用実態の把握に努める。

(2)集計結果の公表

国が集計・公表したデータを活用して、県内のニーズに応じた集計・公表に努め、県民の化学物質に対する理解を促進。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

水・大気環境課webサイトより

「PRTR」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20422>